



滋 統 第 552 号
平成 30 年 (2018 年) 7 月 25 日

公益社団法人 全日本不動産協会 滋賀県本部 様

滋賀県県民生活部統計課長



平成 30 年毎月勤労統計調査特別調査に対する調査協力について (依頼)

平素は、毎月勤労統計調査を始めとする各種統計調査に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年において標記調査を実施するにあたり、厚生労働省から別添のとおり、公益社団法人 全日本不動産協会 理事長様あてに調査への御協力のお願いがございました。

この調査は毎月勤労統計調査の一環として常用労働者が 1 人から 4 人の事業所を対象に、賃金や労働時間、雇用の変動を明らかにすることを目的に毎年 1 回実施されており、その結果は、景気判断のための経済指標の一つとして利用されるほか、雇用保険および労災保険の給付額を改定する際の資料や、最低賃金の決定に係る審議資料などにも利用される、国の重要な統計調査です。本県においては、県内 39 の調査区約 400 事業所を対象に調査を実施します。

つきましては、7 月末から 8 月にかけて、知事が委嘱した統計調査員が調査区内の事業所様を訪問しますので、貴団体の会員様が調査対象となった場合は調査に御回答いただきますよう、会員様への御周知をお願い申し上げます。

なお、同封しました「毎月勤労統計調査のお願い」、「平成 30 年 毎月勤労統計調査特別調査について」、「毎勤だより」を会員様にお渡しいただける場合は、必要部数を送付しますので、お手数ですが下記担当まで御連絡をお願いします。

問合せ先

〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県県民生活部統計課

農林学事統計係 しらばき 白波瀬

電話：077-528-3392 FAX：077-528-4835



事業主の皆さまへ

毎月勤労統計調査のお願い

毎月勤労統計調査は、賃金や労働時間、雇用の変動を明らかにすることを目的に、統計法に基づいて厚生労働省が実施している、国の重要な統計調査です。調査は事業所単位で行います。

調査は、2種類あります

5人以上の労働者を雇用する事業所対象

毎月勤労統計調査
毎月実施

1～4人の労働者を雇用する事業所対象

毎月勤労統計調査 特別調査
年1回（7月）実施

調査対象の事業所は、一定のルールに基づいて、無作為に選ばれます。

調査対象に選ばれた事業所の皆さまには、
調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

調査で知り
得た内容の
秘密保護は
万全です！



調査の結果は、
景気の判断や、
社会保障制度を
検討するときの
資料として使わ
れます。

毎月勤労統計調査のキャラクター「まいちゃん きんちゃん」

◆ 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください ◆

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →
7. 雇用 → 毎月勤労統計調査 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

事業所の皆さまへ

平成30年 毎月勤労統計調査 特別調査のお願い

厚生労働省
都道府県

お忙しいところ、貴重なお時間をいただきありがとうございます。

この度、毎月勤労統計調査特別調査を行うための調査区として、この地域が指定されました。

調査に先立ち、統計調査員が皆様の事業所にお伺いして、事業所の名称、常用労働者数などをお尋ねする「準備のための調査」を実施いたします。

「準備のための調査」では、指定した調査区の最新の事業所名簿を作成いたします。この名簿は、調査の対象となる事業所を整理するためのもので、他の用途に使用することは絶対にありません。

また、統計調査員は知事が任命した公務員であり、調べた事からについて他に漏らすことは、統計法で固く禁じられています。

正しい統計結果を出すために、まず、事業所名簿が最新のものであることが必要です。統計調査員の質問には、ありのままをお答えくださいますようお願いいたします。

毎月勤労統計調査 特別調査とは？

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査（賃金や労働時間、雇用の変動を毎月明らかにする調査）を補うために常用労働者1～4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

調査対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、小規模事業所の実態を示すものとして最低賃金の決定に係る審議会資料に使用される等、行政施策の企画・立案に役立てられています。

なお、この調査は国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づく「基幹統計調査」とされています。

調査の流れ

厚生労働省

調査区の指定

<準備のための調査>

統計調査員

調査区内の最新の事業所名簿を作成
(事業活動の内容、労働者数などをお尋ねします)。



統計調査員

調査区内の常用労働者数が1～4人の全ての事業所に対して
常用労働者ごとの性別、通勤・住込みの別、家族労働者であるかどうかの別、年齢、勤続年数、出勤日数、1日の実労働時間数、きまって支給する現金給与額、年間の特別給与額について調査いたします。

統計を作成する目的以外に使用することは絶対にありません。



厚生労働省

統計作成



基幹統計調査とは？

A

国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づき承認された統計調査のことです。

調査対象になった方は、統計法により調査に回答しなければなりません。一方で調査した内容についての秘密の保護などについては厳重な規定が定められています。国勢調査、経済産業省生産動態統計調査、経済センサス等も基幹統計調査です。

ご不明な点などがありましたら、下記までご連絡ください。

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号

滋賀県県民生活部統計課農林学事統計係

TEL 077(528)3392 FAX 077(528)4835



毎月勤労統計調査特別調査
イメージキャラクター
「とくちゃん」



厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (内線7605~7607, 7609, 7610)

毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →

7. 雇用 → 毎月勤労統計調査(特別調査) <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>